

全議第 170 号  
令和 3 年 1 月 27 日

全国各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長  
(公 印 省 略)

標準都道府県議会議規則の改正について

標記について、令和 3 年 1 月 27 日開催の役員会で別紙 1 のとおり改正することと決定いたしましたので、御通知申し上げます。

今回の改正は、第 32 次地方制度調査会答申や、第 5 次男女共同参画基本計画に基づく橋本女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からの要請（別紙 2）等を踏まえ、女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備等を図るものであります。

なお、橋本大臣からは、地方議会におけるハラスメント防止に関する研修の実施等の促進についても要請がございました。貴議会におかれましても、適切に御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務担当 議事調査部 久保・有澤 E-mail: gijichosa@gichokai.gr.jp Tel 03-5212-9156 Fax 03-5212-9159
---

標準都道府県議会会議規則の一部改正（令和三年一月二十七日役員会決定）

標準都道府県議会会議規則の一部を次のとおり改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

# 別紙 1 参考

標準都道府県議会会議規則の一部改正新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○ 標準都道府県議会会議規則 (昭和三十一年九月八日全国都道府県議会議長会幹事会決定)

改正後	現行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p>

全国都道府県議会議長会会長 田中 英夫 様

## 地方議会における女性の活躍促進について

活力ある地域の創造に向け、リーダーシップを発揮して御尽力されている都道府県議会議員の皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

女性は我が国の人口の 51.3%、有権者の 51.7%を占めており、政治に民意を反映させ、全ての人暮らしやすい地域を作っていくためには、地方議会における女性の参画拡大が重要です。

昨年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、政府が、政党をはじめ国会や地方公共団体、地方六団体等と連携することにより全体として達成することが期待される目標数値として、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を 2025 年までに 35%とすることが新たに掲げられました。しかしながら、候補者や地方議会議員に占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。

つきましては、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方議会議員のネットワーク形成について積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、標準会議規則の改正を御検討いただきますようお願い申し上げます。

さらに、地方議会において、ハラスメント防止に関する研修の実施等が促進されるよう御検討をお願い申し上げます。

今後とも、地方と国とが連携し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を踏まえ、取組を推進してまいりたいと存じます。

令和 3 年 1 月

女性活躍担当大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

橋本聖子

標準都道府県議会会議規則の一部改正について  
(地方議会における女性の活躍促進への対応)

令和3年1月27日

1 改正の内容

第2条について、次のとおり一部改正する。

現行条文

(欠席の届出)

第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

改正後条文

(欠席の届出)

第二条 議員は、公務、疾病、<sup>①</sup>出産、<sup>②</sup>育児、介護その他の<sup>③</sup>やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

- ① 欠席事由の例示として、「育児、介護」を追加する。
- ② 「事故」の文言を、「やむを得ない事由」に改める。
- ③ 産前産後期間を欠席事由として取扱うことについて、第2項を新設する。

2 経緯等

- 令和2年10月20日 役員会で、標準会議規則の見直しを行う議会運営等問題協議会の開催決定
- 11月24日 議会運営等問題協議会において、検討項目を整理・協議し、一部改正案を全都道府県議会に照会
- 令和3年1月14日 議会運営等問題協議会において、各ブロックから提出された意見を踏まえ、協議会案を決定

(議会運営等問題協議会での協議内容)

- 女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備の必要があり、
  - ・第32次地方制度調査会答申、第5次男女共同参画基本計画等で欠席事由として認めるべきと指摘された「育児、介護」について、明文化することが適当と考えられること
  - ・第5次男女共同参画基本計画に基づいて、橋本女性活躍担当大臣から要請があった産前産後期間への配慮についても、明文化することが適当と考えられること
 等から、①欠席事由の例示として「育児、介護」を追加し、③産前産後期間を欠席事由として取扱うことについて第2項を新設することとした。
- 「事故」は一般に予期できない事実を意味する用語であり、出産・育児は予期できる事実であることから、②「事故」の文言を、「やむを得ない事由」に改めることとした。

参考

○ 「第32次地方制度調査会答申」（令和2年6月26日）

「多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要がある。  
(略) 議会への欠席事由として出産・育児・介護を認めること (略) が考えられる。」

○ 総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」報告書（令和2年9月30日）

「女性をはじめとする多様な層の住民が議員として活動するに当たっての制約要因を取り除くため、いまだ出産、育児、介護等が欠席事由として取り扱われていない、又は明文化されていない団体においては、会議規則において規定を整備するなどにより、速やかに対応することが求められる。」

○ 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）

「平成27年の要請により、既に明文化されていた全国都道府県議会議長会に加えて、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の標準会議規則に出産が欠席事由として明文化され、各地方議会での会議規則の整備が飛躍的に進んできた。このことを踏まえ、全ての市区町村議会において対応が行われるよう、両議長会に要請する。また、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、三議長会に対し標準会議規則の改正を要請する。」

○ 「地方議会における女性の活躍促進について」（令和3年1月橋本大臣要請）

「出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、標準会議規則の改正を御検討いただきますようお願い申し上げます。」